

市長はこの条例に沿った市民自治の円滑な推進に努めるため、常設の機関として市民（主体）による市民自治推進委員会を設置するものとし、別に条例で定める。

市民自治推進委員会は市民自治の実施状況を把握し、その制度・しくみが条例の理念に沿って実効性を持って機能し適切に運用されているかを検証・評価し、その改善点を審議し、その結果を市長に提言・勧告する権限を持ち、同時に市民に公表する責務を持つ。

市民自治推進委員会は市民、議会、市長夫々よりの申立ての他、自らの発意でこの条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに改廃についての見直し（検討をし、その結果を市長に提言・勧告する権限をもち、同時に市民に公表する責務を有する。）

市長並びに市執行機関は当委員会の提言・勧告を尊重し必要な措置を講じなければならない。

市長は行政内に本条例の推進、調整を目的とする市長直轄の組織横断的常設市民自治推進機関を設置するものとし、別に告示規程で定める。

この機関は市民自治に関する市民の一元的相談窓口としての機能・役割も有するものとし各区役所内に支部を置くものとする。

解説

- ・ 折角の本条例が「絵に描いた餅」とならぬよう、本条例に沿って市民自治を推進させるため、又条例に規定された様々な理念、機構原則、運営原則が実効性を持って機能し適切に運用されているか、改善点は無いかなどを検証・評価するため、常設かつ市民主体（過半数）の「市民自治推進委員会」を設置する。

- ・ 地方自治分権が進行中である事を踏まえ本条例の見直し規定は必要との立場で、当委員会は本条例の見直し検討の役割をもつ。

- ・ 当委員会の基本的な役割、権限、責務は上記規定のとおりとし本条例に書き込み、詳細は別途条例で定める。

- ・ 以上参照例として、清瀬市まちづくり基本条例第 9 条、多摩市自治基本条例第 6 章がある。

- ・ 本条例の円滑な推進には上記委員会とは別に行政各執行機関を組織横断的に一元的に管轄し調整する市長直轄の行政内機関の新設が有効にて、詳細は告示規程にて定め市民に広報する。

- ・ この行政内部機関は市民の市民自治に関する一元的相談窓口としての機能・役割をも持つ市民に開かれたもので、市民の利便性を配慮し各区に支部を置く。

課題提起

- ・ 見直し期間を置く事の是非、およびその期限について。
- ・ 見直しの発意規定はこれで良いか。